

補助金等適正化方針について

1 趣旨

地方自治法第232条の2では、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附または補助することができる。」と規定していることから、補助金は公益上、必要がある特定の事業や活動の促進を図るための財政的支援であり、政策目的を効率的に実現する有効な手段の一つである。一方、制度化されるとその効果等について十分検証が行われず、継続的に補助を行うなど、固定化や長期化する課題がある。

本市では、平成26年度に各種補助金等の抜本的な見直しを行うため「愛西市補助金等の整理・合理化に関する指針」を改訂し、平成26年度から27年度にかけて、全補助金を対象に整理・合理化を進めた。

前回の改訂から10年が経過し、この間には、第2次総合計画で市民との協働のまちづくりを推し進めてきた半面、コロナ禍を経て、協働の在り方、市民ニーズ及び社会情勢に対応し、さらに効果的な補助制度とするため、現行制度の分析等を踏まえ、改めて、見直しを行う仕組みを示すものである。

2 適正化に向けた対象補助金等

見直し対象補助金等は、法令や国、県の基準等に基づき補助するものを除き、一般財源のみを充てるもの、国や県の基準等に定められた市の負担義務を超える加算（補助率の上乗せや補助対象範囲の拡大）をしているもの（以下、「市単独補助金等」という）とする。

3 補助金等の現状・課題

(1)現状

令和6年12月に実施した調査において、本市における補助金等は116件、そのうち、市単独補助金等は78件で全体の67.2%であった。

78件の補助金等を性質上分類したところ、事業費補助が37件(47.4%)、団体運営費補助が25件(32.1%)、個人補助が16件(20.5%)であった。

平成26年度に改訂された「愛西市補助金等の整理・合理化に関する指針」の基準に基づき、これまで適正な運用に努めてきたものの、終期、補助率、補助額の設定などの具体的な数値で示された交付基準は定めておらず、指針の徹底した周知も図られていないことから補助額や補助率のばらつき、全体的な整理統合といった視点、市の税金を分配しているという認識が薄らいでいると言える。

(2)課題

現状を確認したところ、主に次のような課題が見られた。

ア 補助金等交付による効果や目的の達成状況が測りにくい

効果検証の見える化が不十分であるため、交付する団体等の実施内容等の効果が不明なものがある。

イ 交付先団体の決算状況の検証が不十分である

団体事業費補助の場合、交付先団体の補助対象事業のみを対象として決算状況を確認しているものの、団体全体の決算状況の確認までには至っていない。

ウ 補助対象経費が不明確

特に団体運営費補助の場合、実績報告書は提出されているものの、対象経費の精査が不十分である。さらに、交付した補助金を下部組織に再交付する場合は、補助対象経費が不透明である。

エ 補助年数・補助金額・補助率の適正化が図られていない

補助の長期化による既得権化、補助金額や補助率が定まっておらず、予算の範囲内で交付するとしている要綱もあり、適正な補助期間や負担割合、費用対効果を勘案した制度にする必要がある。

4 適正化の視点について

上記課題を踏まえ、別表「補助原則、交付基準」を原則とし、特に「妥当性・適格性」に重点を置き、下記の項目について検証する。

(1)補助事業の成果や執行状況

補助団体の事業活動や補助事業の目的・内容・手法等について、客観的に公益上必要があると認められるか。

(2)他市の類似補助金との比較

近隣市と比較して補助率や補助額、補助対象の水準は適切か(高い、低い等)

(3)補助交付先の財務状況

補助交付先の財務状況等の把握・事業効果を検証し、過剰な補助となっていないか。(繰越金、積立金の有無)

下部組織への再交付においては、事業経費は適切であるか。(財務状況の確認)

(4)定額補助制度による補助金額の積算根拠

定額補助の場合、積算根拠が明確であるか。

5 補助金等適正化の方針

(1)方向性

検証を踏まえ、3つの方向性を見直し方針として示す。

方向	項 目	備考
維持・拡大	①総合計画の方向性から、市として、推進すべき事業である。	
維持	②他市町村との協議等により市の負担が決定しているもの。	他市町村との協議が可能か否か
縮減	③市として推進すべき事業であるが、補助額以上の繰越金がある。(補助金等を原資とした積立は認めない)	繰越内容を精査し、縮減する必要がある
	④市として推進すべき事業であるが、補助対象経費が直接事業の推進につながらない(慶弔費、飲食費、食糧費、懇親会費)ものが多い。	補助対象経費を精査し、縮減する必要がある
	⑤市として推進すべき事業であるが、近隣市と比べ水準が高い、もしくは補助制度がない。	積算方法、単価等を精査し、縮減もしくは廃止する必要がある
廃止	⑥施策の浸透、普及等により補助目的が達成されたもの	
	⑦社会情勢等の変化により、補助の目的等が適切でない、または事業効果が低いもの。	
	⑧事業効果が不明確で、事業目的が曖昧なもの	
	⑨国、県等の制度の廃止により、必要性が認められないもの。	
	⑩交付者(団体)の財政基盤が安定しており、必要性が認められないもの。	
	⑪その他、「別表 補助原則と交付基準について」に適合しないと思われる事業または団体に対しての補助	

(2)補助金等適正化案

検証後、上記の「5 補助金等適正化の方針」により方向性の案を作成。

別で示す「補助金等適正化 方向性一覧」を参考に、来年度予算編成に向け精査。

補助金等交付の在り方について

補助金等事務担当者の心構え

補助金等交付に係る事務を担当するにあたり、補助金等が市の財源であることを深く認識し、過大な補助を抑制すべき責務が課されていることに留意しながら事務を行うこと。

補助金等の基本的な視点

補助金等の創設や運用、見直しに当たっては「別表 補助原則と交付基準について」及び、以降の内容に沿い、補助金の適否について検討すること。

1 スクラップアンドビルド

新たに補助金等の制度を設置する場合や補助の規模を拡大するような改正を行う場合は、スクラップアンドビルドの観点から、特に認められる事由がない場合は、他補助金の廃止や見直し(縮小)がある場合に限ることとする。

2 原則、事業費補助

補助金の目的は、団体が存続するためではなく、団体等の事業活動が公益性を有することから補助を行うものであるため、運営費補助は原則認めず、事業費補助とする。

○次に該当する団体等の運営費補助については、この限りではない。

国または県等により運営費補助を行うことを前提とした補助制度による補助団体

- ※法令等により設置されている公共団体及び市が公益上その活動が必要であると認める団体(主に外郭団体)。自立に向け、計画書を提出
- ※自主財源により自立することが困難な事業を行う団体
- ※設立当初で財政基盤が弱く、一定期間の支援が必要と認める場合

ただし、※については、自立に向けた計画書等の提出を求め、精査の上、補助額等を決定すること。

3 補助金額・補助率等の適正化～補助対象経費の 2 分の1～

交付額(上限額)、補助率、補助単価等については、補助事業の成果や執行状況、他市町における類似の補助金との比較、交付先の財務状況を勘案し、市民の理解が得られる適切な水準を設定する。

補助率については、補助事業の実施主体は補助交付先であることや官民の役割分担の観点から、原則、**補助対象経費の 2 分の 1 以内**とする。ただし、政策的な理由により2分の1を超える補助率を設定する場合は、その理由を明確にすること。

4 見直し期限の設定～3年以内～

補助金制度の主旨を踏まえた適切な活用を図るために、**原則3年を目途に**、見直し期限を設定する。(事業の必要性を含めて検討すること)

運営費補助については、3年以内に団体の自立に向けた見直しを促すとともに、3年後、さらに継続が求められる場合には、再度ゼロベースでの見直しをおこなうこと。

国や県等の制度によるものはその制度の終了をもって市の補助制度を終了すること。

○見直しの留意点

- ・目的や内容が類似・重複する補助金や関連する補助金については、手続きの簡素化・省力化・行政事務の効率化・迅速化の観点から、整理・統合できないか積極的に検討。
- ・同一団体に対し複数の補助が恒常的に行われている場合は、補助金の再編・統合を検討。
- ・社会情勢や市民ニーズの変化により見直す必要が生じた補助金は、速やかに見直しを行う。

見直し判断基準

- ・財政的に自立した団体であると判断されたとき
- ・公益性に欠ける団体であると判断されたとき
- ・当初の活動目的を達成・完了したと判断されたとき
- ・今後、財政支援を続けても、目標達成が見込まれないと確認されたとき
- ・上記以外の補助金については、原則として「3年以内」を見直し時期とする

5 交付先団体の財務状況等の把握・事業効果の検証～残金は返金～

補助金の繰越金が無い、または少額などの理由で補助金を交付し続けることなく、最小限の支出であるか確認する。ただし、補助団体の繰越金が目的を持った積立金のような性質を持っており、市の補助金以外(会費等)から賄われていると明確に判断出来る物は精算の対象外とすることができるものとする。

自主財源を優先的に支出に充て、不足分に補助金を充当するものとし、余剰金の中で精算すべきものは精算を行う。

事業費補助は返金を原則とする。

★下部組織に再交付するなどの場合は、下部組織の財務状況も交付団体と同様の視点で確認すること。また、再交付するにあたっては、補助対象となる経費の徹底を指導すること。

○多額の繰越金の取り扱い及び内容確認について

- ・補助額を超える繰越金がある場合は、繰越内容を精査し、補助を休止、減額する。
- ・補助金等を原資とした積立ては原則、認めない。

6 補助対象経費等の明確化

補助の対象とする経費は、原則として「**事業の実施**」に必要な経費とし、補助金等の交付の主旨に照らして、直接公益的な事業に結び付かないと判断される経費については、補助対象外経費とする。

補助対象経費の範囲を明確にするとともに、次の経費は原則、対象外とする。

補助対象外経費一覧

対象外経費の項目	備考
人件費、役員手当	人件費は事業に結びつかないため対象外とする。(運営費補助は除く)
交際費	事業推進に直接結びつくことは考えられないため、対象外経費とする。ただし、講演会における講師へのお茶など、事業活動に必要なものを除く。
慶弔費	
飲食費・食糧費	
懇親会費	
視察・研修費	慰安・親睦的な要素が強いものは対象外とする。 ただし、事業に真に必要な研修経費は除く。
備品購入費	団体の資産形成に伴う備品については対象外とする。

負担金等	合理的な理由がある場合を除き、対象外とする。 下部組織である支部等に助成金、補助金、交付金といった名目で支出するものは補助対象経費とすることができるが、下部組織の決算内容についても確認すること。
その他	上記以外に、社会通念上、適当でないと思われる経費は対象外とする。

別表 補助原則と交付基準について

補助原則

公益性	市民の福祉の向上や利益の増進、地域経済の発展、活性化に効果が認められること。
	事業・活動の目的、内容等が社会・経済情勢に合い、かつ市民の共感が得られること。
	行政と市民の役割分担の中で、補助すべき事業・活動であり、市の行政施策と整合性があること。
有効性	補助対象とする事業が市総合計画または各種計画の施策体系上に位置づけられていること。
	補助金額に見合う費用対効果が期待できること。
公平性	特定の団体、個人等に特権的な恩恵や利益を与えるものとなっていないこと。
	同種同等の事業を実施する団体等における補助金等の交付有無や補助額の設定などに公平性が確保されている。
妥当性	民間によるサービスと競合していないこと
	他の類する補助金がないこと（国・県の法令等で規定されているものは除く。）
	直接の執行や委託ではなく、補助金等という手段が最適であること
	自助や自立を目的とした補助金については、終期が設定されていること。

交付基準（適格性）

補助額、補助率は適切であること（過度になっていない。）法令等で根拠があるものを除く。	
交付団体の活動内容が、団体の目的と合致していること。	
自助・自立が認められる団体及び目的が達成された事業でないこと。	
補助対象経費の適正化	支出の根拠が明確で法令等に抵触しないこと。
	会計処理及び使途が適切になされていること。
	補助対象経費は、補助目的に対して適切であること。
	交付先の財政状況において、多額の決算剰余金や積立金、繰越金を有していないこと。
※補助対象経費の適正化については、再交付団体の財務状況においても確認すること。	